

 座間市情報提供		情報提供日
		令和5年8月23日
タイトル	座間市子育て世帯等住宅リフォーム補助制度	
概要	子育て世帯などが居住する住宅の小規模改修工事を市内施工業者で実施した場合に、工事金額（税抜き）が30万円以上のものに対し、工事金額（税抜き）の2分の1、最大30万円の補助を行います。	
目的、得られる効果など	子育て環境の充実および子どもたちを支える地域経済の活性化を図ります。	
導入に至った背景	第五次座間市総合計画の重点事業のうち、多面的、複合的な地域課題に対して、分野横断的に取り組む事業「輝く未来戦略」で掲げている、「子どもたちの夢が叶えられる、希望に溢れる社会を目指すことを目的とし、子どもたちを支える地域づくり」を行うため。	
セールスポイント	18歳以下の子どもがいる世帯（世帯主またはその配偶者が妊娠している場合も含む）が居住している住宅の所有者で、その子どもの父母または祖父母である者に対して補助金を交付することにより、二世帯住宅や三世帯同居の家庭に対しても考慮した制度としています。	
対象要件など	<p>○対象</p> <p>18歳以下（申請日が属する年度で、18歳に達する年齢までの者）または妊婦が属する世帯が現に居住し、市内に住宅（共同住宅は専有部分、併用住宅は住宅部分）を所有している者または子育て世帯の親で当該住宅を所有し、次の項目の全てに該当する者。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請者および子育て世帯員全員が市税を滞納していない ・市内に本店・本社がある業者が行う工事 ・他の補助制度や南関東防衛局が行う防音工事と同箇所でない ・着工予定の工事（着工済みは対象外。補助金交付決定通知後に着工） ・令和6年3月27日までに工事完了書類が提出できる ・工事費が30万円以上（税抜き） ・今年度第2回目の座間市住宅リフォーム補助を受けていない <p>○補助金額 工事金額（税抜き）の2分の1（限度額30万円）</p> <p>○募集件数 15件程度（多数抽選。抽選日は10月11日（水））</p> <p>○申込方法 9月12日（火）～26日（火）に必要書類を添えて直接担当へ（郵送不可）</p> <p>※1業者の申請枠は5件まで。見積もりを依頼する際に確認してください。</p> <p>※既存の住宅リフォーム補助制度（税抜き10万円以上のリフォーム工事に対して一律5万円の補助）も継続して募集します。</p>	

<p>その他（予算、他市の状況）</p>	<p>○予算 450万円 ※限度額30万円の補助金を募集予定の15件分確保。</p> <p>○他市の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海老名市： <ul style="list-style-type: none"> ①一般住宅改修支援補助金（工事金額の5分の1補助（上限20万円）） ②世代同居住宅改修支援補助金（工事金額の5分の1補助（上限30万円）） ・相模原市： <ul style="list-style-type: none"> ①子育て世帯等中古住宅購入（基本額50万円） ②子育て世帯等の住宅改修費補助（工事金額の10分の1補助（上限20万円）） <p>※市外からの転入の場合他、加算金ありで最大60万円の補助。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚木市：リフォーム補助制度なし（住宅取得に基本額20万円、定住促進区域内等加算金含め最大40万円補助） ・大和市： <ul style="list-style-type: none"> 不燃化改修工事・バリアフリー化改修補助（5万円以上の工事で工事金額の2分の1補助（上限10万円）） ・綾瀬市：住宅補助制度なし ・愛川町：住宅の取得・賃貸・引っ越し費用補助（最大30～60万円）
<p>問い合わせ先</p>	<p>都市部 都市整備課 指導係 TEL046（252）7396</p>